

不祥事防止対策委員会設置要綱

福山市立神辺小学校

(目的)

第1条

本委員会は、教職員の規範意識の確立、学校組織として不祥事の防止体制を確立することで、教職員の自律能力を高め、学校として不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土・文化を確立していくことを目的とする。

(委員会の構成)

第2条

本委員会の構成員は、校長が指名した者をもって構成する。

校長・教頭・主幹教諭・養護教諭・生徒指導主事・各学年主任

(委員会の開催)

第3条

本委員会は、毎月1回定期的に開催する。

(協議内容)

第4条

本委員会は、次の事項について協議し、遂行する。

- (1) 不祥事の根絶に関する年間活動計画を作成する。
- (2) 教職員の不祥事防止の確立を図るための服務研修プログラムの企画立案を行う。
- (3) 日常的な教職員の不祥事防止チェック及び啓発を行う。
- (4) 不祥事防止運動及び組織風土・文化の改善を行う。
- (5) 学級・学年経営上の課題及び学校課題について改善策を協議する。
- (6) その他、状況に応じて目的を達成するための取り組みを行う。

(その他)

第5条

この規定に定めるもののほか、本委員会の運営等に必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2014年（平成26年）4月1日より施行する。

2016年度（平成28年度）不祥事防止対策委員会年間計画

福山市立神辺小学校

1 職員の不祥事防止に対する日常的な意識啓発の取り組み

- (1) 広島県教育委員会作成資料をもとに、計画的に不祥事の根絶に向けた研修を進める。
- (2) 教育関係者の不祥事にかかわる報道等があった時は、新聞記事等を配布するとともに、暮会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (3) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等にかかわる記者発表資料」が公表された時は資料を配布するとともに、暮会等で研修を行う。
- (4) 「不祥事防止チェックリスト」への記入により、自己評価をするとともに、常に危機管理意識の高揚を図る。

2 年間活動計画

月	活動計画	活動内容
4	○本校の重点課題の確認 ○サービス研修計画（交通安全等） ○チェックリストの見直しと記入	○昨年度の反省をもとに、意見交換して研修計画を立てる。 ○新任者への研修会をもつ
5	○サービス研修計画の作成 ○県教委作成資料による体罰未然防止研修計画	○各月の研修担当者の決定。 ○校内研修を深めるための研修内容の検討
6	○不審者対応・諸会計研修計画 ○保護者・児童アンケート実施	○校内研修を深めるための研修内容の検討 ○保護者・児童に対してアンケート調査を実施し、取り組みの改善を図る。
7	○職員アンケートの実施 ○県教委作成資料によるわいせつ行為・セクハラ防止研修計画	○アンケート結果をもとに課題の解決を進める。 ○校内研修を深めるための研修内容の検討
8	○1学期の反省と2学期の改善・修正 ○メンタルヘルス・パワハラ防止研修計画 ○サービス研修（ ○児童理解	○実施した研修の効果についてと課題の整理 ○校内研修を深めるための研修内容の検討
9	○不祥事防止チェックリストの実施	○チェックリストの結果をもとに改善方法・研修内容の検討
10	○不祥事防止チェックリストの実施	○チェックリストの結果をもとに改善方法・研修内容の検討
11	○サービス研修（飲酒） ○不祥事防止チェックリストの実施	○2学期の反省と3学期の改善・修正
12	○保護者・児童アンケート実施	○保護者・児童に対してアンケート調査を実施し、取り組みの改善を図る。
1	○職員アンケートの実施	○アンケート結果をもとに課題の解決を進める。
2	○サービス研修（個人情報） ○不祥事防止チェックリストの実施	○文書取り扱いのルールを確認
3	○年間の反省と次年度の改善	○年間の活動の反省

※原則毎月第3火曜日開催